

長野市温湯地区温泉利用施設整備・運営 P F I 事業

特定事業契約書（案）

長 野 市

平成 17 年[]月[]日

目 次

第1章 目的及び定義等.....	1
第1条 (目的)	1
第2条 (定義及び解釈)	1
第2章 本事業の概要.....	2
第3条 (本事業の概要)	2
第4条 (事業の趣旨の尊重)	2
第5条 (資金調達)	2
第6条 (許認可及び届出等)	2
第7条 (適用法令の遵守)	3
第3章 本施設・本設備の整備.....	3
第1節 設計業務	3
第8条 (設計業務の概要)	3
第9条 (設計業務の期間)	3
第10条 (報告)	4
第11条 (設計図書の提出及び確認)	4
第12条 (建築確認申請等)	4
第13条 (本土地の調査等)	5
第14条 (第三者への委託)	5
第15条 (設計変更)	5
第2節 建設業務等.....	6
第16条 (建設業務の概要)	6
第17条 (建設業務の期間)	6
第18条 (本土地の使用)	6
第19条 (近隣説明等)	7
第20条 (施行計画書の提出等)	7
第21条 (建設工事)	7
第22条 (工事監理)	7
第23条 (現場立会い)	8
第24条 (乙による竣工検査)	8
第25条 (甲による竣工確認)	8
第26条 (竣工図書の提出)	9
第27条 (本施設の維持管理体制の整備)	9
第28条 (本施設の運営体制の整備)	9
第29条 (開業準備体制の確認)	10

第 30 条	(竣工確認書)	10
第 31 条	(本施設の引渡し)	11
第 32 条	(設計・建設業務完了届)	11
第 33 条	(第三者への委託)	11
第 3 節	工期の変更等	12
第 34 条	(工期の変更)	12
第 35 条	(引渡しの遅延)	12
第 36 条	(建設業務等の中止)	13
第 4 節	設計・建設業務等に係るリスク負担	13
第 37 条	(瑕疵担保責任)	13
第 38 条	(第三者に対する損害等)	14
第 39 条	(法令変更又は不可抗力による損害等)	14
第 40 条	(履行保証)	14
第 41 条	(建設業務等期間中の付保)	15
第 4 章	本施設の運営・維持管理業務	15
第 1 節	総則	15
第 42 条	(運営・維持管理業務の実施)	15
第 43 条	(運営・維持管理業務の期間)	15
第 44 条	(個人情報の保護)	16
第 45 条	(指定管理者)	16
第 46 条	(本施設の利用料金)	16
第 47 条	(第三者への委託)	16
第 2 節	運營業務	17
第 48 条	(運營業務の概要)	17
第 49 条	(運營業務仕様書)	17
第 50 条	(運營業務計画書)	18
第 51 条	(施設利用要領)	18
第 52 条	(運営協議会)	18
第 53 条	(各種マニュアルの整備)	18
第 54 条	(広報宣伝)	19
第 55 条	(利用者ニーズの反映)	19
第 3 節	維持管理業務	19
第 56 条	(維持管理業務の概要)	19
第 57 条	(維持管理業務仕様書)	20
第 58 条	(維持管理業務計画書)	20
第 4 節	運営・維持管理業務の遂行	21

第 59 条	(業務体制の整備)	21
第 60 条	(業務報告書)	21
第 61 条	(モニタリングの実施)	22
第 62 条	(本施設の改装等)	22
第 63 条	(近隣対策)	23
第 5 節	運営・維持管理業務に係るリスク負担	23
第 64 条	(損害賠償等)	23
第 65 条	(法令変更又は不可抗力により当事者が被った損害)	23
第 66 条	(運営・維持管理業務期間中の付保)	24
第 5 章	サービス購入料の支払	24
第 67 条	(サービス購入料の支払)	24
第 68 条	(本施設の設計・建設業務に係るサービス購入料)	24
第 69 条	(本施設の運営・維持管理業務に係るサービス購入料)	25
第 70 条	(計画的修繕業務に係るサービス購入料)	25
第 71 条	(有料施設利用者数の増加分の対価の支払い)	25
第 72 条	(サービス購入料等の支払方法)	25
第 73 条	(本施設の運営・維持管理業務に係るサービス購入料の減額等)	26
第 6 章	契約の終了	26
第 74 条	(契約期間)	26
第 75 条	(甲による解除)	26
第 76 条	(乙による解除)	27
第 77 条	(法令変更又は不可抗力による解除)	27
第 78 条	(本施設引渡前の解除の効力)	27
第 79 条	(本施設引渡後の解除の効力)	28
第 80 条	(違約金)	28
第 81 条	(契約終了時の措置)	28
第 7 章	表明及び保証等	29
第 82 条	(乙の表明及び保証等)	29
第 8 章	乙の誓約	30
第 83 条	(財務諸表の提出)	30
第 84 条	(知的財産権)	30
第 85 条	(その他の誓約)	30
第 9 章	雑則	31
第 86 条	(公租公課の負担)	31
第 87 条	(遅延損害金)	31
第 88 条	(金融機関との協議等)	31

第 89 条	(秘密保持)	31
第 90 条	(通知)	32
第 91 条	(契約上の地位及び権利義務の譲渡等)	32
第 92 条	(準拠法)	32
第 93 条	(管轄裁判所)	32
第 94 条	(誠実協議)	32

特 定 事 業 契 約

- 1 事業名 長野市温湯地区温泉利用施設整備・運営 P F I 事業
- 2 契約金額 (サービス購入料合計金額)
金 [_____] 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 [_____] 円)
- 3 契約期間 契約締結の日から事業終了日 (平成 33 年 3 月 31 日) まで
- 4 履行場所 長野市若穂綿内 綿内東山工業団地内
- 5 契約保証金 [_____]
- 6 前払金 なし

上記の事業について、発注者と事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により公正な特定事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この特定事業契約の締結の証として、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、長野市議会の議決があったときは、この契約書は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定による契約書とみなす。

平成 17 年 [] 月 [] 日

発注者 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市長

鷺澤正一

事業者 [S P C 所在地]

[S P C 社名]

代表取締役

[_____]

長野市温湯地区温泉利用施設整備・運営 P F I 事業 特定事業契約書（案）

前 文

長野市（以下「甲」という。）は、温湯地区における日帰り温泉施設の老朽化と新源泉の掘削の成功に伴い、新源泉を活用した新たな温泉利用施設を整備することとした。

甲は、当該施設の整備にあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の趣旨にのっとり本施設（以下に定義する。）の設計及び建設並びに運営及び維持管理からなる事業を民間事業者に対して一体の事業として発注及び委託することとした（以下「本事業」という。）

入札説明書等に従った本事業の入札の結果、甲は、[民間事業者グループ名]（以下「民間事業者グループ」という。）を落札者として決定したため、当該民間事業者グループは、入札説明書等に従い、甲との間で平成[]年[]月[]日付で基本協定書を締結し、これに基づき[SPC 名称]（以下「乙」という。）を設立した。

以上を前提として、甲及び乙は、本事業の実施に関し、以下のとおり特定事業契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 目的及び定義等

第1条 （目的）

本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第2条 （定義及び解釈）

1. 本契約の用語は、別途明示に定めるものを除き、本契約末尾添付の定義集において定める意味を有する。
2. 本契約に規定のない事項については、入札説明書等、第 1 回及び第 2 回回答書並びに入札参加者提案等が適用されるものとし、本契約、入札説明書等、第 1 回及び第 2 回回答書並びに入札参加者提案等の間に齟齬がある場合、本契約、入札説明書、要求水準書、設計図書、第 1 回及び第 2 回回答書、入札参加者提案の順にその解釈が優先されるものとする。但し、入札参加者提案等において提案されたサービス基準が入札説明書等に記載されたサービス基準を上回る場合には、入札参加者提案等が入札説明書等に優先して適用されるものとする。

第2章 本事業の概要

第3条 (本事業の概要)

1. 本事業は、別紙1記載の日程表に従って実施されるものとする。
2. 本事業は、別紙2記載の土地(以下「本土地」という。)において実施されるものとする。
3. 本事業は、本施設を設計の上、本土地上に本施設を建設し、これを甲に引渡すこと及び本施設を運営し、維持・管理すること並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。
4. 乙は、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案等に従って本事業を遂行しなければならない。
5. 本施設の命名権は、甲がこれを有する。

第4条 (事業の趣旨の尊重)

1. 乙は、本事業が地域のコミュニティ施設としての公共性を有し、全ての市民が利用可能なふれあい・交流の場と温泉を利用した健康の維持・増進の場を提供することにより、地域の活性化と福祉の増進を図り、もって市民サービスを向上することを目的とすることを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
2. 甲は、本事業が民間事業者たる乙によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第5条 (資金調達)

1. 本契約に規定される乙の義務の履行に係る一切の費用は、全て乙がこれを負担するものとし、また、本事業に関する乙の資金調達は、本契約に別段の定めがある事項を除き、全て乙が自己の責任において行うものとする。
2. 乙は、本事業に係る資金調達に対し、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。また、甲は、乙が法制上及び税務上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう合理的な範囲内で協力するものとする。

第6条 (許認可及び届出等)

1. 乙は、自己の費用及び責任において、本契約に規定される乙の義務を履行するために必要な一切の許認可を取得し、その他届出、確認手続等適用法令に定められる一

切の手続を行うものとする。但し、温泉利用許可申請、公衆浴場経営許可申請、引湯管敷設工事に伴う道路占用許可申請及び第二種社会福祉事業開始の届出についてはこの限りではなく、甲がこれを行う。

2. 乙が甲に対し協力を要請した場合、甲は、許認可の取得、その他届出、確認手続等に必要な資料の提出等につき協力するものとする。また、甲が乙に対し協力を要請した場合、乙は、甲が行う許認可申請又は届出に必要な資料の提出等につき協力するものとする。
3. 乙が取得すべき許認可取得の遅延又は懈怠若しくは届出、確認手続等の遅延又は懈怠により発生した損害、損失又は費用（以下「損害等」という。）は、乙がこれを負担する。

第7条 （適用法令の遵守）

乙は、本事業の実施にあたっては、適用法令を厳に遵守するものとし、本施設を適法に設計・建設の上、利用者の安全と健康を保持することができるよう、適法に本施設の維持管理及び運営に従事するものとする。

第3章 本施設・本設備の整備

第1節 設計業務

第8条 （設計業務の概要）

1. 乙は、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案に従い、本施設の基本設計、実施設計、設計図書の作成その他本施設の設計に付随・関連する業務（以下「設計業務」という。）を実施するものとする。
2. 設計業務の概要は、本契約本文に規定されるもののほか、入札説明書等に記載されたとおりとする。
3. 本契約に別途甲が実施するものとして規定される事項を除き、乙は、自己の費用及び責任において設計業務を行うものとする。

第9条 （設計業務の期間）

1. 設計業務の期間は、平成[]年[]月[]日から平成[]年[]月[]日までとし、乙は、設計業務の期間中に、本契約及び入札参加者提案に記載された日程に従い、設計業務を完了させるものとする。
2. 設計業務の遅延による増加費用その他の損害等は、かかる遅延が甲の責任により生じたものである場合を除き、乙がこれを負担する。

第10条 （報告）

1. 乙は、定期的に、甲に対し、設計業務の進捗状況について説明を行い、必要に応じ甲との間で打ち合わせ等を実施するものとする。
2. 前項に加え、乙は、甲が要請したときは、遅滞なく設計業務の進捗状況を報告するものとする。

第11条 （設計図書の提出及び確認）

1. 乙は、別紙 1 記載の日程表に従い、本施設の基本設計を行い、別紙 3 の第 1 に記載される基本設計図書を作成するものとする。乙は、基本設計図書が完成した時点で、かかる基本設計図書をそれぞれ同別紙に記載される部数用意の上、これを甲に提出し、その内容につき甲の確認を受けるものとする。基本設計図書が提出されたときは、甲は、その内容を調査し、基本設計図書が本契約、入札説明書等及び入札参加者提案の内容に適合していることを確認した上で、乙に対しその旨を通知する。
2. 乙は、甲より前項の通知を受領後、本施設の実施設設計を開始し、別紙 1 記載の日程表に従い、別紙 3 の第 2 に記載される実施設計図書を作成するものとする。乙は、実施設計図書が完成した時点で、かかる実施設計図書をそれぞれ同別紙に記載される部数用意の上、これを甲に提出し、その内容につき甲の確認を受けるものとする。実施設計図書が提出されたときは、甲は、その内容を調査し、実施設計図書が基本設計図書、本契約、入札説明書等及び入札者提案の内容に適合していることを確認した上で、乙に対しその旨を通知する。
3. 前 2 項の各場合において、各設計図書と本契約、入札説明書等及び入札参加者提案の内容との間に齟齬が存すると甲が判断した場合、甲は、乙に対し、その旨及びかかる齟齬の内容を通知する。
4. 前項の通知を受領した場合、乙は、自己の費用及び責任において当該通知の内容に基づき設計図書を是正し、再度これを甲に提出の上、本契約、入札説明書及び入札参加者提案（並びに当該再提出が実施設計図書である場合には基本設計図書）の内容との適合性につき再度甲の確認を得るものとする。
5. 乙は、第 3 項に基づき甲が行った不適合の通知に対して意見を述べることもできるものとし、甲は、かかる乙の意見に合理性があると認めた場合には、かかる不適合の通知の内容を変更し又はこれを撤回することができるものとする。
6. 乙は、乙の甲に対する設計業務の進捗状況の説明又は報告若しくは甲による設計図書の確認及び適合・不適合の通知は、乙の設計業務又は建設業務の内容並びに遅延及び懈怠による乙の責任を軽減又は免除するものではない。

第12条 （建築確認申請等）

1. 乙は、必要な届出の完了後本施設の建築確認申請を行うものとし、その他本契約に

において甲が行うものとして明示されているものを除き、本施設の建設工事を行うため必要な一切の申請手続等を、自己の費用及び責任により、工期に遅れを生じないよう適時に行うものとする。

2. 乙は、本施設の建築確認申請を行う際、事前に甲に対して説明を行うものとし、建築確認を得たときは、速やかに甲に対してその旨報告するものとする。

第13条 （本土地の調査等）

1. 乙は、本施設の建設着工の前に、自己の費用及び責任により、必要に応じて本施設の建設のための測量及び地質・土壌調査等を行うものとする。なお、乙は、自己の責任により適宜既に甲が行った本土地の地質調査の結果を利用することができるものとする。乙は、次項に定める場合を除き、本土地に係る調査等の不備又は誤謬等から生じる一切の責任及び増加費用を負担するものとする。
2. 本土地につき、入札説明書等の記載から合理的に予測又は想定することができない瑕疵等が存する場合若しくは入札説明書等に記載された本土地に係る資料と乙が実施した本土地の調査結果に著しく差異が存する場合、甲は、これにより乙に生じた合理的な増加費用を負担するほか、必要に応じ事業日程の変更等の措置を講ずるものとする。
3. 乙は、第18条に基づく本土地の貸渡しの前であっても、甲の事前の承諾を得て本条に定める調査等を行うことができるものとする。

第14条 （第三者への委託）

1. 乙は、本事業の設計業務を本設計会社に委託するものとし、甲より事前に承諾を得た場合を除き、これを本設計会社以外の第三者に委託してはならない。
2. 本設計会社又は本設計会社以外の第三者への委託は全て乙の責任において行うものとし、本設計会社又は本設計会社以外の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負うものとする。

第15条 （設計変更）

1. 甲は、設計業務又は建設業務の期間中、必要があると認める場合、確認を受けた設計図書の内容を著しく逸脱しない限度で、乙に対し、書面により本施設の設計の変更を要請することができる。乙は、甲よりかかる要請を受けた場合には、速やかにこれを検討してその結果を甲に通知しなければならない。但し、甲は、建設業務等期間の変更を伴う設計変更は、これを申し入れることができないものとする。
2. 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、甲の確認を受けた設計図書につき設計変更することはできないものとする。
3. 第1項に基づく設計変更により、設計業務又は建設業務等に係る費用又は運営・維

持管理業務に係るサービス購入料を減額することができる。

4. 第1項により設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生した場合には、当該設計変更を要する事由についての帰責性の割合に応じて、甲又は乙が当該費用を負担する。なお、かかる設計変更が法令の変更又は不可抗力によるものである場合には、原因に応じ別紙9又は別紙10に記載する負担割合とする。

第2節 建設業務等

第16条 (建設業務の概要)

1. 乙は、適用法令を遵守の上、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案等に従い、本施設の建設工事その他本施設の建設に付随・関連する一切の業務(以下「建設業務」という。)を実施するものとする。
2. 前項に加え、乙は、適用法令を遵守の上、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案等に従い、本施設の運営開始に向けた維持管理体制及び運営体制の整備その他本事業の開業準備に付随・関連する一切の業務(以下「開業準備業務」といい、建設業務と併せて「建設業務等」と総称する。)を実施するものとする。
3. 本契約に別途甲が実施するものとして規定される事項を除き、乙は、自己の費用及び責任において建設業務等を行うものとする。また、仮設、施工方法その他本施設を完成するために必要な一切の手段及び本事業の開業準備体制の整備のために必要な一切の手段については、乙が自己の責任において定めるものとする。
4. 乙は、建設業務等に必要工事用電気、水道、ガス等は自己の費用及び責任において調達しなければならない。

第17条 (建設業務の期間)

1. 建設業務等の期間は、平成[]年[]月[]日から平成18年3月31日まで(以下「建設業務等期間」という。)とする。
2. 乙は、建設業務等期間中に、本契約及び入札参加者提案等に記載された日程(以下「建設日程」という。)に従い、建設業務を完了させるものとする。
3. 乙は、建設業務等期間中に、本契約及び入札参加者提案等に記載された日程(以下「開業準備日程」という。)に従い、開業準備業務を完了させるものとする。

第18条 (本土地の使用)

1. 甲は、建設業務等期間中、乙に対し、本契約に定める条件に従い、本土地を無償で貸し渡すものとし、乙はこれを借り受ける。
2. 甲は、建設業務等期間の初日において、本施設の建設工事が可能な状態で乙に引き渡すものとする。

3. 乙は、建設業務等期間中、本土地を本施設に係る建設業務等その他本事業に関連する目的のため使用するものとし、他の目的のため使用することはできないものとする。
4. 乙は、善良な管理者の注意に従って本土地を維持・保全するものとする。

第19条（近隣説明等）

1. 乙は、本施設の建設着工の前に、本施設の建設工事が騒音、悪臭、水質汚濁、振動、地盤沈下その他近隣の生活環境に与える影響を自己の費用及び責任において調査し、近隣住民に対する説明等合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。
2. 甲は、必要と認める場合には、乙が行う近隣住民に対する説明その他の近隣対策に協力するものとする。
3. 乙は、甲に対し、近隣対策の概要及び実施状況につき予め通知するほか、近隣対策の実施後速やかにその結果について報告するものとする。

第20条（施工計画書の提出等）

乙は、本施設の建設着工の前に、建設日程に基づき、基本施工計画書及び工事全体工程表（以下「施工計画書」と総称する。）を作成し、これを甲に提出するものとする。
乙は、甲の要請に応じ、施工計画書の内容を甲に対して説明するものとする。

第21条（建設工事）

1. 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他適用法令を遵守し、設計図書、施工計画書に従って本施設の建設工事を実施する。
2. 乙は、本施設の建設業務等期間中、常に工事現場に工事記録を整備しなければならない。
3. 甲は、乙から施工体制台帳（建築業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する意味を有する。）及び施工体制に係る事項について報告を求めることができるものとし、乙はこれに応ずるものとする。

第22条（工事監理）

1. 乙は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の定めに従い、本施設の建設着工の前に自らの費用により工事監理者を設置するものとする。
2. 乙は、工事監理者を選定したときは、直ちにその名称を甲に通知するものとする。また、乙は、工事監理者が交代したときは、新たな工事監理者を甲に通知するものとする。
3. 甲は、乙を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、乙は工事監理者をして、乙を通じ毎月甲に対して、工事監理の状況を報告させるものとする。

第23条 （現場立会い）

1. 甲は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するため、本施設の建設工事の施工状況等について、事前に乙に通知の上、乙又は本建設会社若しくはその他の第三者に対して説明を求めることができるものとし、乙は自ら又は本建設会社その他の第三者をして、甲の要請に応じ説明を行うものとする。また、甲は、事前に乙に通知して、建設現場において建設工事の施工状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。
2. 乙又は本建設会社その他の第三者によりなされた説明又は甲の確認の結果、本施設の建設工事の施工状況が設計図書を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
3. 乙は、工期中において乙が行う、工事監理者が定める本施設の検査又は試験につき、事前に甲に対して通知するものとし、甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
4. 甲は、本条に規定する立会い又は確認等を実施したことを理由として、本施設の建設業務につき何らの責任を負担するものでない。

第24条 （乙による竣工検査）

1. 乙は、運営開始予定日の1ヶ月前までに、本施設の工事を完了の上検査済証を取得するものとする。
2. 乙は、本施設の工事が完了したときは、自己の費用及び責任において、本施設の竣工検査並びに機器、器具、什器備品等（以下「機器等」という。）の試運転及びテスト等（以下「テスト等」という。）を行うものとする。なお、乙は、竣工検査及び機器等のテスト等を行うときは、当該テスト等の7日以上前に甲に対してその旨通知する。
3. 甲は、乙が行う竣工検査及び機器等のテスト等に立会うことができる。なお、甲は、かかる立会いを行ったことを理由として、本件施設の建築業務につき何らの責任を負担するものではない。
4. 乙は、竣工検査及び機器等のテスト等の完了後速やかに、甲に対して竣工検査及び機器等のテスト等の結果を記載した報告書（以下「竣工検査結果等報告書」という。）を作成し、しゅん工届（長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号）第48条に規定される意味を有する。以下同じ。）検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて甲に提出するものとする。

第25条 （甲による竣工確認）

1. 甲は、乙から竣工検査結果等報告書及びしゅん工届の提出を受けた日から14日以

内に、本建設会社及び工事監理者の立会いのもと、本施設が設計図書に従って建設されていることを確認する方法により、竣工確認を実施するものとする。

2. 乙は、機器等の取扱い方法についての説明を、前条の立会い又は報告とは別に実施するものとする。
3. 本施設が設計図書に従って建設されていないことが判明した場合、甲は、乙に対し、その内容を具体的に明らかにし、乙に対して期間を定めて是正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
4. 甲は、本条に従った竣工確認を実施したことを理由として、本施設の建設業務につき何らの責任を負担しない。

第26条 （竣工図書の提出）

1. 乙は、建設業務等期間内に、別紙 4 に記載される竣工図書を作成の上、それぞれにつき同別紙に記載される部数用意し、これを甲に提出するものとする。
2. 竣工図書は、運営・維持管理業務の期間中本施設に保管されるものとし、乙は、本施設内に竣工図書の保管場所を設けるものとする。

第27条 （本施設の維持管理体制の整備）

1. 乙は、運用開始予定日までに、本施設の維持管理に必要な人員を確保し、かつ、開業準備日程に従い、本施設の維持管理に必要な訓練及び研修等を行うものとする。
2. 乙は、前項の研修等が完了し、かつ、運営開始予定日以降の維持管理業務計画書に従った本施設の維持管理が可能と判断したときは、その旨甲に対して通知するものとする。

第28条 （本施設の運営体制の整備）

1. 乙は、運営開始予定日までに、本施設の運営業務に必要な人員を確保し、かつ、開業準備日程に従い、本施設の運営に必要な訓練及び研修等を行うものとする。
2. 前項に加え、乙は、運営開始予定日の3ヶ月前までに、以下の条件を充足する職員を必要な人数手配し、運営業務区分に従い適切な業務担当者として配員するものとする。
 - (1) 1年以上の温泉施設等の運営実績を有する者
 - (2) 1年以上の高齢者福祉・地域福祉に関する実務実績を有する者
 - (3) 健康増進・介護予防の知識を有する者
3. 乙は、前2項の研修等が完了し、かつ、運営業務仕様書及び運営開始予定日が属する事業年度の運営業務計画書に従った本施設の運営が可能と判断したときは、その旨甲に対して通知するものとする。

第29条 （開業準備体制の確認）

1. 甲は、本施設の運営開始に先立ち、本施設の維持管理体制及び運営体制の整備の状況につき、乙その他の第三者に説明を求めることができるものとし、乙は、かかる甲の要請に従い自ら又は第三者をして必要な説明を行うものとする。
2. 甲は、本施設の運営開始に先立ち、乙に対して事前に通知の上、本施設の維持管理体制及び運営体制の整備の状況を確認するため、訓練又は研修等に立会うことができるものとする。
3. 甲は、本施設の維持管理体制及び運営体制につき、それぞれ維持管理業務仕様書及び維持管理業務計画書並びに運営業務仕様書及び運営業務計画書の記載と著しい齟齬が存すると判断した場合には、乙に対して是正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
4. 甲は、本条に従った説明を受けたこと又は立会いを行ったことを理由として、本施設の建設業務又は開業準備業務につき何らの責任を負担するものではない。

第30条 （竣工確認書）

1. 次項に基づく甲による竣工確認書の乙に対する交付は、以下の各号に記載される条件が引渡予定日において充足されていること(又はこれらの不充足の条件の全てが猶予又は免除されていること)を条件とする。
 - (1) （本施設の竣工確認）
本施設が設計図書に従い建設されていること。
 - (2) （機器等の設置）
機器等が設計図書に従い設置されていること。
 - (3) （維持管理体制の整備）
本施設の維持管理に必要な人員が整備されていること、並びに運営開始日以降、維持管理業務仕様書及び運営開始日の属する事業年度に係る維持管理業務計画書に従った本施設の維持管理業務の遂行が可能と見込まれること。
 - (4) （運営体制の整備）
本施設の運営に必要な人員、プログラムが整備されていること、並びに運営開始日以降、運営業務仕様書及び運営開始日の属する事業年度に係る運営業務計画書に従った本施設の運営業務の遂行が可能と見込まれること。
 - (5) （付保等）
乙が別紙 5 第 2 に掲げる種類及び内容を有する保険に加入していること。
 - (6) （必要書類の授受）
甲が以下の書類を受領していること。
 - (i) 竣工図書一式
 - (ii) 竣工検査結果等報告書

- (iii) 本施設の甲への譲渡を承諾する乙の取締役会議事録の写し
 - (iv) 本施設の建物表示登記に必要な一切の書類（建築確認通知書、検査済証、工事完了引渡書を含むが、委任状を除く。）
 - (v) 運営業務仕様書
 - (vi) 維持管理業務仕様書
 - (vii) 運営開始予定日に係る事業年度の維持管理業務計画書
 - (viii) 運営開始予定日に係る事業年度の運営業務計画書
 - (ix) 別紙 5 第 2 に記載される保険に係る付保証明書
 - (x) 別紙 6 の様式に従い作成された証明書
2. 甲は、引渡予定日において前項の条件が全て満たされていることを確認した場合には、同日中に乙に対し、竣工確認書を交付するものとする。
 3. 甲は、前項に従い竣工確認書を交付したことを理由として、本事業について何ら責任を負担するものではない。
 4. 乙は、竣工確認書を受領することなく本施設の運営・維持管理業務を開始することができないものとする。

第31条 （本施設の引渡し）

1. 乙は、甲より竣工確認書を受領したときは、引渡予定日において、本施設を甲に引き渡し、本施設の所有権を甲に移転するものとする。
2. 甲は、本施設の引渡し後、乙を通じ、乙が選定する土地家屋調査士及び司法書士に対し委任状を交付し、それぞれ甲の名義による建物表示登記手続及び建物保存登記手続を委託する。建物表示登記手続及び建物保存登記手続に係る費用の一切は、乙がこれを負担する。

第32条 （設計・建設業務完了届）

1. 乙は、本施設の所有権の移転が完了し、本施設に係る不動産登記が完了したときは、速やかに甲に対し、本施設に係る甲の名義による建物表示登記及び建物保存登記がなされた不動産登記簿謄本を添付して、甲が別途承諾する様式による設計・建設業務完了届を提出するものとする。
2. 甲は、前項の設計・建設業務完了届を受領後、設計業務及び建設業務等の履行を確認し、かかる確認の完了後、乙に対して設計・建設業務完了確認書を交付するものとする。
3. 甲は、本条に基づく確認を行ったことを理由として、本事業につき何らの責任も負担しない。

第33条 （第三者への委託）

1. 乙は、本施設の建築工事を本建設会社に委託又は請け負わせるものとし、甲より事前に承諾を得た場合を除き、建築工事の全部（実質的に全部と判断される一部を含む。）を本建設会社以外の第三者に委託又は請け負わせてはならない。
2. 乙は、甲に対して事前に届け出ることにより、本施設の建設業務の一部を第三者に委託又は請け負わせること、本建設会社をして本施設の建築工事の一部（但し、実質的に全部と判断される一部を除く。）を第三者に委託又は請け負わせることができる。かかる第三者が自己以外の第三者に委託又は請け負わせる場合も同様とする。乙は、委託又は請負に係る第三者の内容が変更した場合には、その都度甲に対して通知するものとする。
3. 本建設会社又は本建設会社以外の第三者への委託は全て乙の責任において行うものとし、本建設会社及び本建設会社以外の第三者（かかる第三者が自己以外の第三者を使用した場合の第三者を含む。）の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負うものとする。
4. 乙は、開業準備業務の第三者への委託については、第47条に従うものとする。

第3節 工期の変更等

第34条 （工期の変更）

1. 甲又は乙が本施設の建設業務等に関し工期の変更を要請した場合、甲及び乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。但し、甲と乙の間の協議が調わない場合には、甲が合理的な工期を定める（工期を変更しないことを定めることもできる。）ものとし、乙はこれに従うものとする。
2. 乙の責めに帰すべき事由に基づく工期の変更により乙に追加的な費用が発生した場合、乙はかかる追加費用の一切を自ら負担する。但し、工期等の変更に伴う引渡予定日の遅延に係る直接的な損害等の負担については、次条に定めるところによる。
3. 法令の変更、不可抗力又は甲の責めに帰すべき事由により工期が変更された場合、甲は、乙と協議の上、かかる工期の変更にもかかわらず当初の引渡予定日における本施設の引渡しが可能と合理的に判断した場合には、当初の引渡予定日における本施設の引渡しのために必要な追加費用を自ら負担して、乙に対し、当初の引渡予定日に本施設を引き渡すよう要請することができるものとする。

第35条 （引渡しの遅延）

1. 工期の変更等により本施設の引渡予定日の遅延が避けられない場合、甲及び乙は協議の上、本施設の引渡予定日の変更を合意することができるものとする。但し、甲と乙の間の協議が調わない場合には、甲が建設業務の進捗状況を踏まえて合理的な引渡予定日を決定するものとし、乙はこれに従うものとする。

2. 前項により引渡予定日が変更された場合、かかる引渡予定日の変更により直接生じた損害等の負担については、以下のとおりとする。
 - (1) 引渡予定日の変更が乙の責めに帰すべき事由による場合、乙は、引渡予定日が遅延した日数に応じ、本施設の設計及び建設費として乙が入札参加者提案等において提示した額の総額の年 3.6%に相当する金額（1 年を 365 日とする日割計算による。）を支払う。
 - (2) 引渡予定日の変更が甲の責めに帰すべき事由による場合、甲は、本施設の引渡の遅延により乙が負担する損害等を合理的な範囲で補償する。
 - (3) 引渡予定日の変更が法令の変更又は不可抗力による場合、これにより甲及び乙が負担する損害等は、原因に応じ別紙 9 又は別紙 10 に規定される負担割合に従い負担される。

第36条 （建設業務等の中止）

1. 甲は、必要と認める場合、その理由を乙に通知した上で、本施設の建設業務等の一時中止を要請することができるものとし、乙は、かかる甲の要請に従い、建設業務等を一時中止するものとする。
2. 前項に従い本施設の建設業務等が一時中止した場合、甲は、必要に応じ工期及び引渡予定日を変更することができる。かかる中止により生じた、工事の再開に備えて工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他建設業務等の一時中止に伴う追加費用の負担は、以下のとおりとする。
 - (1) 建設業務等の中止が乙の責めに帰すべき事由による場合、乙は、かかる追加費用の一切を負担する。
 - (2) 建設業務等の中止が甲の責めに帰すべき事由による場合、甲は、乙が負担した追加費用を合理的な範囲で負担する。
 - (3) 建設業務等の中止が法令の変更又は不可抗力に基づく場合、かかる追加費用は、原因に応じ別紙 9 又は別紙 10 に規定される負担割合により負担される。

第4節 設計・建設業務等に係るリスク負担

第37条 （瑕疵担保責任）

1. 甲は、本施設又は本施設に設置された機器等に瑕疵があるときは、乙に対し相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補（機器等については交換を含む。）とともにその損害等の補償を請求することができる。但し、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。
2. 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本施設の引渡の日から 2 年

以内に行わなければならない。但し、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 87 条 1 項に規定される部分について生じた場合には、当該請求は、本施設の引渡の日から 10 年間これを行うことができるものとする。

3. 乙は、本建設会社に、甲に対し本条に従った瑕疵の修補及び損害等の補償をすることにつき保証させるものとし、本建設会社をして別紙 7 の様式に従った保証書を作成させた上、これを甲に差し入れさせるものとする。

第38条 （第三者に対する損害等）

乙が本施設の建設業務等により第三者に損害等を及ぼした場合、乙が当該損害等を補償する。但し、当該損害等のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害等（本施設の設置及び本事業の実施そのものに対する住民反対運動等による損害等を含む。）がある場合、甲の責めに帰すべき額につき甲がこれを補償する。

第39条 （法令変更又は不可抗力による損害等）

1. 本施設の甲への引渡しの前に、法令の変更又は不可抗力により乙の設計業務又は建設等業務の全部又は一部の履行が不能となった場合、乙は、当該事実の発生後直ちにその内容を甲に対して書面により通知しなければならない。
2. 前項による通知を受けた場合、甲は、直ちに調査を行い、当該不可抗力による損害等又は当該法令の変更による追加費用の発生の状況を確認した上、その結果を乙に通知する。
3. 前項の損害又は追加の費用は、原因に応じ、別紙 9 又は別紙 10 に記載する負担割合により、甲及び乙がこれを負担する。

第40条 （履行保証）

1. 乙は、設計業務及び建設業務の履行を確保するため、以下のいずれかの方法による本契約の履行保証を行うものとする。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 建設業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (3) 建設業務に係る債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (4) 建設業務に係る債務の不履行による損害を填補する履行保証保険契約の締結及び当該保証証券の甲への寄託
2. 前項による履行保証の額は、本施設の設計及び建設費（工事管理費を含む。）とし

て乙が入札参加者提案において提示した額の総額の 10%以上とし、履行保証の期間は、本契約締結の日から本施設の引渡しまでとする。

3. 乙は、乙を被保険者として第 1 項(4)号の方法により履行保証を行った場合には、かかる保険金返還請求権につき、本契約の不履行による損害等の支払債務を被担保債務として、甲を第一順位の質権者とする質権を設定するものとし、かかる保険に係る保険証券の原本を甲に交付するものとする。

第41条 (建設業務等期間中の付保)

1. 乙は、建設業務等期間中、別紙 5 第 1 に記載される種類及び内容を有する保険に加入するものとする。
2. 乙は、前項の保険加入前に加入する予定の保険の概要について通知し、当該保険加入後速やかにその保険証券の写しを甲に提出するものとする。保険の変更、更新を行う場合も同様とする。
3. 乙に代わり、第 1 項の保険に本建設会社その他の第三者が加入することを望む場合には、事前に甲との間で協議するものとする。なお、協議が調わない場合には乙が保険に加入するものとする。

第4章 本施設の運営・維持管理業務

第1節 総則

第42条 (運営・維持管理業務の実施)

1. 乙は、適用法令を遵守の上、本契約、入札説明書等、入札参加者提案等並びに運営業務仕様書及び運営業務計画書に従い、本施設の運営及びこれに付随・関連する一切の業務(以下「運営業務」という。)を実施するものとする。
2. 前項に加え、乙は、適用法令を遵守の上、本契約、入札説明書等、入札参加者提案等並びに維持管理業務仕様書及び維持管理業務計画書に従い、本施設の維持及び管理その他これに付随・関連する一切の業務(以下「維持管理業務」といい、運営業務と併せて「運営・維持管理業務」という。)を実施するものとする。
3. 本契約に別途甲が実施するものとして規定される事項を除き、乙は、自己の費用及び責任において運営・維持管理業務を行うものとする。
4. 乙は、運営・維持管理業務に必要な電気、水道、ガス等を自己の費用及び責任において調達しなければならない。但し、本源泉については甲がこれを提供する。

第43条 (運営・維持管理業務の期間)

運営・維持管理業務の期間は、運営開始予定日から平成 33 年 3 月 31 日まで(以下「運

営・維持管理業務期間」という。)とする。

第44条 (個人情報保護)

1. 乙は、本施設を運営及び維持管理するにあたり知り得た利用者等の個人情報を取扱う場合には、これを適切に管理し、漏洩、滅失又は毀損等が発生しないよう十分な保護措置をとるものとする。
2. 乙は、自ら又は第三者をして、前項の個人情報を不正に目的外の利用に供し又は供させてはならない。

第45条 (指定管理者)

1. 甲は、長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年長野市条例第51号。以下「指定管理者条例」という。)に基づき、運営・維持管理業務期間中、乙を本施設の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定される意味を有する。)として指定するものとする。
2. 甲は、本施設の休館日及び開館時間、利用料金その他本施設の設置及び管理に関する事項その他必要な事項につき定めた条例(以下「設置管理条例」という。)を制定するものとする。
3. 乙は、本施設の利用許可の制限、入場の制限その他指定管理者として行うことのできる事務につき、設置管理条例及び指定管理者条例に従い、適切にこれを履行する。

第46条 (本施設の利用料金)

1. 本施設の施設利用料は、設置管理条例において定める。なお、物価の変動、近隣に存する類似施設等の動向等により、設置管理条例に定める施設利用料が不適切となった場合、甲及び乙は協議の上、設置管理条例の見直しについて検討するものとする。
2. 前項にもかかわらず、老人福祉ゾーンの利用料は、これを無料とする。但し、老人福祉ゾーンの休館日及び開館時間外で、温泉・健康維持増進ゾーンの開館時間中に利用の希望がある場合には、設置管理条例において定める料金で利用することができるものとする。

第47条 (第三者への委託)

1. 乙は、本施設の運営業務を本運営会社に委託するものとし、甲より事前に承諾を得た場合を除き、運営業務の全部又は実質的に全部と判断される一部を本運営会社以外の第三者に委託してはならない。
2. 乙は、本施設の維持管理業務を本維持管理会社に委託するものとし、甲より事前に承諾を得た場合を除き、維持管理業務の全部又は実質的に全部と判断される一部を

本維持管理会社以外の第三者に委託してはならない。

3. 乙は、甲に対して事前に届け出ることにより、本施設の運営・維持管理業務の一部を本運営会社又は本維持管理会社以外の第三者に委託すること、本運営会社又は本維持管理会社をして本施設の運営・維持管理業務の実質的に全部と判断されない一部を第三者に委託させることができる。かかる第三者が自己以外の第三者に委託する場合も同様とする。乙は、委託先たる第三者が変更した場合には、その都度甲に対して届け出るものとする。
4. 本運営会社、本維持管理会社又はこれらの会社以外の第三者への委託は全て乙の責任において行うものとし、本運営会社、本維持管理会社及びこれらの会社以外の第三者(かかる第三者が自己以外の第三者を使用した場合の第三者を含む。)の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負うものとする。

第2節 運営業務

第48条 (運営業務の概要)

1. 本施設の運営業務は、以下のとおりとする(以下「運営業務区分」という。)
 - (1) 温泉・健康維持増進ゾーンの運営業務
 - (2) 老人福祉ゾーンの運営業務
 - (3) 休憩ゾーンの運営業務
 - (4) 管理共用ゾーンの運営業務
 - (5) その他本施設の運営業務
2. 本施設の運営は、要求水準書、運営業務仕様書及び運営業務計画書に従い実施されるものとする。
3. 乙は、本施設の運営にあたっては、設置管理条例に従い、合理的かつ効率的な業務体制のもと業務を実施するものとし、利用者の安全及び衛生の確保並びに快適性の確保に努めなければならない。

第49条 (運営業務仕様書)

1. 乙は、運営開始予定日の3ヶ月前までに入札説明書等及び入札参加者提案に従い、甲と協議の上、本施設の運営業務に係る仕様を記載した運営業務仕様書を作成して甲に提出するものとする。
2. 甲は、運営業務仕様書の内容を調査し、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案に記載された要求水準を有していることを確認するものとし、要求水準が確保されていると判断した場合には、その旨乙に通知する。
3. 甲は、運営業務仕様書の内容が、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案に記載

された要求水準を満たしていないと合理的に判断した場合には、乙に対し、該当箇所を特定してその旨を通知するものとする。この場合、乙は、甲と協議の上、乙の費用及び負担において当該箇所につき運營業務仕様書を修正して甲にこれを提出する。

4. 甲又は乙が相手方に対し、運營業務仕様書の変更を要請した場合には、双方協議の上、随時運營業務仕様書を変更することができるものとする。

第50条 (運營業務計画書)

1. 乙は、運営・維持管理業務期間中、各事業年度が開始する2ヵ月前までに、当該事業年度における運營業務の実施体制、実施内容、実施日程その他運營業務を行うために必要な事項を記載した運營業務計画書を甲に対して提出し、甲の承認を得るものとする。
2. 甲は、運營業務計画書が運營業務仕様書、設置管理条例、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案に記載された内容及び要求水準に合致することを確認するものとし、要求水準が確保されていると判断した場合には、その旨乙に通知する。
3. 甲は、運營業務計画書の内容が、運營業務仕様書、設置管理条例、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案に記載された内容と齟齬が存し、又はこれらに記載される要求水準を満たさないと合理的に判断した場合には、乙に対し、該当箇所を特定してその旨を通知するものとする。この場合、乙は、甲と協議の上、乙の費用及び負担において当該箇所につき運營業務計画書を修正して甲にこれを提出する。
4. 甲又は乙が相手方に対し、運營業務計画書の変更を要請した場合には、双方協議の上、随時運營業務計画書を変更することができるものとする。

第51条 (施設利用要領)

1. 乙は、運營業務仕様書、設置管理条例、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案に従い、本施設の利用に関する要領(以下「施設利用要領」という。)を定め、運営開始予定日までに甲の承諾を得るものとする。
2. 施設利用要領は、本施設において常時閲覧可能な状態に置くと共に、利用者の求めに応じ、これを交付することができる状態に置かなければならない。

第52条 (運営協議会)

乙は、運營業務基本方針に基づく本施設の運営を効率的に行う見地から、温泉・健康維持増進ゾーン及び老人福祉ゾーンにおける各プログラムの運営方針その他本施設の運營業務につき、甲との間で、毎月1回の運営協議会を実施する。

第53条 (各種マニュアルの整備)

1. 乙は、急病人、事故等の発生に備え、簡易な薬品その他の資材等を用意するほか、急病人、自己等の発生時の対応マニュアルを作成し、従業員にその内容を周知させ、その他緊急時の対応につき十分な対策を講ずるものとする。
2. 乙は、災害等の発生に備え、必要最低限の資機材等を用意するほか、災害等の発生時の対応マニュアルを整備し、従業員にその内容を周知させ、その他災害等発生時の対応につき十分な対策を講ずるものとする。乙は、災害等の発生時に甲が緊急の避難場所として本施設を使用する必要があるときは、甲の指示に従い、避難者の受入れを行うものとする。なお、かかる避難者の受入れ等に係る費用は、甲がこれを負担する。

第54条 （広報宣伝）

1. 乙は、本施設の市民等による利用促進を図るため、運營業務仕様書、運營業務計画書並びに入札説明書等及び入札参加者提案に従い、自らの費用及び責任により積極的かつ効果的に広報に関して、定期的に宣伝活動を行うものとする。
2. 甲は、本施設の広報に関し、関係各課との連携のうえ、甲の広報誌への掲載その他の方法により、積極的に協力を行うものとする。

第55条 （利用者ニーズの反映）

1. 乙は、本施設の利用者の要望を把握し、運營業務のモニタリングのための資料に供するため、運營業務仕様書、運營業務計画書並びに入札説明書等及び入札参加者提案に基づき、以下の概要に従い、本施設において利用者に対して提供するサービスの評価についてアンケートを実施のうえ、その結果を甲に報告する。
 - (1) 乙は、甲と協議の上、本施設において利用者に対して提供するサービスの内容等の評価を求めるアンケート用紙を作成する。
 - (2) アンケート用紙は、回収箱と共に本施設内に常置し、乙は、アンケート結果を定期的に回収する。
 - (3) 乙は、アンケート結果を取りまとめ、月次業務報告書と共に甲に提出する。
2. 乙は、前項のほか、入札説明書等、入札参加者提案、運營業務仕様書及び運營業務計画書に従い、本施設の利用者の要望を把握し、運營業務の質の向上に努めるものとする。

第3節 維持管理業務

第56条 （維持管理業務の概要）

1. 本施設の維持管理業務は、以下のとおりとする(以下「維持管理業務区分」という。)
 - (1) 建築物保守管理業務

- (2) 建築設備保守管理業務
 - (3) 温泉設備保守管理業務
 - (4) 備品等保守管理業務
 - (5) 清掃業務
 - (6) 植栽等維持管理業務
 - (7) 環境衛生管理業務
 - (8) 修繕業務（計画的修繕業務を含む。）
 - (9) 警備業務
 - (10) 源泉及び当該市有地の維持管理業務
2. 乙は、本施設の維持管理にあたっては、設置管理条例に従い、利用者が安全かつ快適に本施設を利用することができるよう、本施設の機能及び性能が正常に発揮される適正な状態に維持するよう努めなければならない。
 3. 乙は、前項の目的を達成するため、要求水準書、維持管理業務仕様書及び維持管理業務計画書に従い本施設の維持管理業務を実施するものとする。

第57条 （維持管理業務仕様書）

1. 乙は、運営開始予定日の3ヶ月前までに入札説明書等及び入札参加者提案に従い、甲と協議の上、本施設の維持管理業務に係る仕様を記載した維持管理業務仕様書を作成して甲に提出するものとする。
2. 甲は、維持管理業務仕様書の内容を調査し、本契約、入札説明書及び入札参加者提案に記載された要求水準を有していることを確認するものとし、要求水準が確保されていると判断した場合には、その旨乙に通知する。
3. 甲は、維持管理業務仕様書の内容が、本契約、入札説明書及び入札参加者提案に記載された要求水準を満たしていないと合理的に判断した場合には、乙に対し、該当箇所を特定してその旨を通知するものとする。この場合、乙は、甲と協議の上、乙の費用及び負担において当該箇所につき維持管理業務仕様書を修正して甲にこれを提出する。
4. 甲又は乙が相手方に対し、維持管理業務仕様書の変更を要請した場合には、双方協議の上、随時、維持管理業務仕様書を変更することができるものとする。

第58条 （維持管理業務計画書）

1. 乙は、運営・維持管理業務期間中、各事業年度が開始する2ヶ月前までに、当該事業年度における維持管理業務（計画的修繕業務を含む。）の実施体制、実施内容、実施日程、金額その他維持管理業務を行うために必要な事項を記載した維持管理業務計画書を甲に対して提出し、甲の承認を得るものとする。なお、維持管理業務計画書に記載される計画的修繕の内容が、入札参加者提案において乙が提示し

た長期修繕計画の内容に合致しない場合、乙は、甲に対し、その理由を説明し、甲の承認を得るものとする。

2. 甲は、維持管理業務計画書が維持管理業務仕様書、設置管理条例、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案に記載された内容及び要求水準に合致することを確認するものとし、要求水準が確保されていると判断した場合には、その旨乙に通知する。
3. 甲は、維持管理業務計画書の内容が維持管理業務仕様書、設置管理条例、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案に記載された内容と齟齬が存し、又はこれらに記載される要求水準を満たさないと合理的に判断した場合には、乙に対し、該当箇所を特定してその旨を通知するものとする。この場合、乙は、甲と協議の上、乙の費用及び負担において当該箇所につき維持管理業務計画書を修正して甲にこれを提出する。
4. 甲又は乙が相手方に対し、維持管理業務計画書の変更を要請した場合には、双方協議の上、随時維持管理業務計画書を変更することができるものとする。

第4節 運営・維持管理業務の遂行

第59条 (業務体制の整備)

1. 乙は、運営業務全体の総括責任者、維持管理業務全体の総括責任者並びに運営業務区分ごとの業務責任者及び維持管理業務区分ごとの業務責任者を定め、業務開始予定日までに甲にこれを届け出るものとする。総括責任者又は業務責任者が交代した場合も同様とする。
2. 総括責任者及び各業務区分ごとの業務に従事する者は、それぞれその内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者がこれを行うものとし、適用法令により業務に従事する者の資格が定められている場合には、当該資格を有する者がその業務を行う。

第60条 (業務報告書)

1. 乙は、運営・維持管理業務期間中、本施設の運営・維持管理業務の実施状況を記した業務日誌を作成の上、別途甲と乙が合意する期間これを保管するものとし、甲が要請したときは、これを甲の閲覧に供するものとする。
2. 前項に加え、乙は、運営・維持管理業務期間中、前項の業務日誌に基づき、毎月の本施設の運営・維持管理業務の実施状況その他甲が要請する事項を記載した月次業務報告書を作成し、翌月7日までにこれを甲に対して提出するものとする。月次業務報告書には、当該月において回答されたアンケート結果に基づき乙が作成したアンケート結果の報告書を添付するものとする。
3. 前2項に加え、乙は、本施設の運営・維持管理業務の実施状況、本施設の利用状況

及び本施設の収支実績等その他甲が要請する事項を記載した年次総括報告書を作成し、翌事業年度の4月末日までにこれを甲に対して提出するものとする。

4. 甲は、前2項に基づき乙より提出された月次報告書及び年次総括報告書の内容を確認するほか、必要がある場合には、業務日誌の閲覧その他の方法により、本施設の運営・維持管理業務の実施状況等の確認に努めるものとする。
5. 月次報告書は、甲が乙に対して支払う本施設の運営・維持管理業務に係るサービス購入料の減額する措置のための判断材料として利用される。

第61条 （モニタリングの実施）

1. 乙は、本契約締結後、以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成の上、これを甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。
 - (1) モニタリング時期
 - (2) モニタリング内容
 - (3) モニタリング組織
 - (4) モニタリング手続
 - (5) モニタリング様式
2. 乙は、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案に定める運営・維持管理業務の要求水準並びに本契約の各条項に従い運営・維持管理業務が行われていることを確認するため、毎月、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案と月次業務報告書の内容を照合・確認するものとする。
3. 前項に加え、甲は、毎月1回、月次業務報告書の記載内容の真実性及び正確性並びに運営・維持管理業務の履行状況を確認するため、本施設に立入りの上、調査を行うものとし、乙はかかる調査を受けるものとする。また、甲は、随時必要に応じ、本施設への立入り及び調査を行うことができるものとし、乙はかかる調査を受けるものとする。
4. 前2項に加え、甲は、第55条に基づき乙が提出した利用者アンケートの結果を乙による本施設の運営・維持管理業務の履行状況を確認する資料として用いることができるものとする。
5. 甲は、前3項のモニタリングの結果に基づき、別紙11第3項記載の要領に従い、業務改善のための措置を講ずるものとし、乙は、甲の勧告その他の措置に従い、適切な措置を講ずるものとする。

第62条 （本施設の改装等）

1. 甲は、運営・維持管理業務期間中、本施設の魅力を長期的に確保する観点等から、本施設の運営開始当初に整備された設備に代えて又はこれに追加して新たな設備の整備その他本施設の改装等の必要があると判断した場合には、乙に対し、かかる改装

等の実施について協議を申し出ることができるものとし、乙はこれに応ずるものとする。

2. 本施設の改装等に係る費用は、甲がこれを負担する。

第63条 （近隣対策）

1. 乙は、自己の費用及び責任において、本施設の運営及び維持管理につき、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。
2. 甲は、必要と認める場合には、乙が行う近隣住民に対する説明その他の近隣対策に協力するものとする。
3. 乙は、甲に対し、近隣対策の概要及び実施状況につき予め通知するほか、近隣対策の実施後その結果について速やかに報告するものとする。

第5節 運営・維持管理業務に係るリスク負担

第64条 （損害賠償等）

乙は、本施設の運営又は維持管理に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合、これにより甲又は第三者が被った損害等を補償するものとする。

第65条 （法令変更又は不可抗力により当事者が被った損害）

1. 法令の変更又は不可抗力により乙の運営・維持管理業務の全部又は一部の履行が不能となった場合、乙は、その内容の詳細及び理由につき書面により直ちに甲に通知する。乙は、当該履行不能の状態が継続する間、本契約に基づく運営・維持管理業務に係る乙の債務のうち、当該履行不能に係る債務につき履行義務を免がれるものとする。但し、乙は、これにより甲が被る損害等を最小限にするため必要な措置を講ずるものとする。
2. 甲は、前項の履行不能の状態が継続する間、乙が履行を免がれた運営・維持管理業務に対応するサービス購入料を支払うことを要しない。但し、当該期間中乙が現に行ったその他の業務に対応するサービス購入料についてはこの限りではなく、甲は、当外業務の内容に応じたサービス購入料を乙に対して支払うものとする。
3. 甲は、乙より第1項の通知を受領した場合、速やかに当該法令の変更による追加費用発生状況又は当該不可抗力による損害の状況を確認するための調査を行い、その結果を乙に通知するものとする。
4. 前項の損害又は追加の費用は、その原因に応じ別紙9又は別紙10に記載する負担割合により、甲及び乙がこれを負担する。
5. 前4項の規定にかかわらず、甲又は乙の責めによらず本源泉から本施設へ供給され

る温泉水について、その量が一日平均一分あたり 125 リットル以下となり、若しくはその成分又は温度が大幅に変化したことにより、本施設の運営業務に重大な支障が生じた場合、乙は速やかに甲と協議の上、追加設備の設置その他運営業務の継続のため必要な対策を講ずるものとする。乙が講じた対策によって生じる追加設備費用、追加光熱費等の増加費用は、合理的な範囲内で甲がこれを負担するものとする。

第66条 （運営・維持管理業務期間中の付保）

1. 乙は、運営・維持管理業務等期間中、別紙 5 第 2 に記載される種類及び内容を有する保険に加入するものとする。
2. 乙は、前項の保険加入前に加入する予定の保険の概要について通知し、当該保険加入後速やかにその保険証券の写しを甲に提出するものとする。保険の変更又は更新を行う場合も同様とする。
3. 乙に代わり、第 1 項の保険に本運営会社、本維持管理会社その他の第三者が加入することを望む場合には、事前に甲との間で協議するものとする。なお、協議が調わない場合には乙が保険に加入するものとする。

第5章 サービス購入料の支払

第67条 （サービス購入料の支払）

1. 甲は、運営開始予定日以降、乙に対し、本契約に定める条件に従い、以下のサービス対価（以下「サービス購入料」と総称する。）を、即時に利用可能な資金により支払うものとする。
 - (1) 本施設の設計・建設業務等に係るサービス購入料（以下「本施設の設計・建設業務に係るサービス購入料」という。）
 - (2) 本施設の運営・維持管理業務（計画的修繕業務を除く。）に係るサービス購入料（以下「本施設の運営・維持管理業務に係るサービス購入料」という。）
 - (3) 本施設の計画的修繕業務に係るサービス購入料（以下「計画的修繕業務に係るサービス購入料」という。）
2. 前項に加え、甲は、運営・維持管理業務期間中、各年度における温泉・健康維持増進ゾーンの利用者数（施設利用料を支払った利用者に限る。以下「有料施設利用者数」という。）の人数に応じ、本契約に定める条件に従い、乙に対し、本施設の運営・維持管理業務に対する追加支払（以下「有料施設利用者数の増加分の対価の支払い」という。）を行うものとする。

第68条 （本施設の設計・建設業務に係るサービス購入料）

1. 甲が乙に対して支払う本施設の設計・建設業務に係るサービス購入料は、別紙 8 第 2 項に従い計算されるものとする。
2. 前項の金額には、設計費、建設工事費、水道光熱費、工事監理費、各種手続・申請費、各種調査・対策費、乙の開業の準備に伴う諸費用、本施設の甲への所有権の移転費用、建中金利、ファイナンス組成費、建設業務等期間中の保険料及びその他設計・建設業務等に係る一切の費用が含まれるものとする。

第69条 （本施設の運営・維持管理業務に係るサービス購入料）

1. 甲が乙に対して支払う本施設の運営・維持管理業務に係るサービス購入料は、別紙 8 第 3 項に従って計算されるものとする。
2. 前項の金額には、事業者収益業務以外の運営・維持管理業務に係る人件費、物件費及び水道光熱費、運営・維持管理業務期間中の修繕・更新費及び保険料、乙の運営費、利益、公租公課その他事業者収益業務以外の運営・維持管理業務に係る一切の費用（計画的修繕業務に関するものを除く。）が含まれるものとする。
3. 第 1 項にもかかわらず、本施設の運営・維持管理業務に係るサービス購入料は、物価変動に応じて、別紙 8 第 6 項(1)に従い、毎年自動的に改定されるものとする。
4. 乙は、事業者収益業務により本施設の利用者等より得た収益の全てを収受することができる。なお、乙は、老人福祉プログラムの利用者より、当該プログラムの教材費を徴収することができる。

第70条 （計画的修繕業務に係るサービス購入料）

1. 甲が乙に対して支払う本施設の計画的修繕業務に係るサービス購入料は、別紙 8 第 4 項に従って計算されるものとする。
2. 前項の金額には、計画的修繕業務に係る人件費、物件費及び水道光熱費その他計画的修繕業務に係る一切の費用が含まれるものとする。
3. 第 1 項にもかかわらず、本施設の計画的修繕業務に係るサービス購入料は、物価変動に応じて、別紙 8 第 6 項(2)に従い、毎年自動的に改定されるものとする。
4. 前項のほか、乙が、毎年の維持管理業務計画書に基づく計画的修繕業務の全部又は一部を履行しなかった場合、甲は、当該年度の計画的修繕業務に係るサービス購入料を、当該履行されなかった業務の割合に応じて減額することができるものとする。

第71条 （有料施設利用者数の増加分の対価の支払い）

有料施設利用者数の増加分の対価の支払いは、別紙 8 第 5 項に従って計算されるものとする。

第72条 （サービス購入料等の支払方法）

1. サービス購入料の支払時期及び方法は、別紙 8 第 7 項(1)に規定されるとおりとし、甲は、乙がかかる規定に従い必要な手続を執った場合には、当該手続に従いサービス購入料の支払を行うものとする。
2. 有料施設利用者数の増加分の対価の支払いの時期及び方法は、別紙 8 第 7 項(2)に規定されるとおりとし、甲は、乙がかかる規定に従い必要な手続を執った場合には、当該手続に従い有料施設利用者数の増加分の対価の支払いを行うものとする。

第73条 (本施設の運営・維持管理業務に係るサービス購入料の減額等)

1. 甲は、本施設の運営・維持管理業務に係るモニタリングの結果に基づき、別紙 11 第 4 項の規定に従い、本施設の運営・維持管理業務に係るサービス購入料の減額を行うものとし、乙はこれを承諾する。
2. 月次業務報告書又は年次総括報告書の内容に虚偽の内容が含まれていたことが判明した場合、乙は、甲に対し、当該虚偽記載がなければ甲が減額しえた本施設の運営・維持管理業務に係るサービス購入料の相当額と同額の 10%相当額の違約金を加えた額を甲に対して支払うものとする。

第6章 契約の終了

第74条 (契約期間)

本契約の期間は、本契約の締結日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

第75条 (甲による解除)

1. 甲は、乙に対して書面により通知することにより、別紙 11 第 3 項の手続に従い、本契約を解除することができる。
2. 前項のほか、次の各号の一に該当する場合、甲は、何らの催告をすることなく、書面により本契約を解除することができる。
 - (1) 乙が、正当な理由がないにもかかわらず、本施設の建設の着工予定日を過ぎても建設工事に着手せず、甲が乙に対して相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき乙から合理的な説明が得られない場合。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、引渡予定日から 30 日が経過しても本施設の引渡しがなされない場合又は引渡しがなされないことが明らかである場合。
 - (3) 乙につき、破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始又は特別清算手続開始その他これらに類する法的倒産手続開始の申立てがなされた場合。
 - (4) 乙が、故意に、月次報告書又は年次総括報告書に虚偽の記載をした場合。

- (5) 乙が、本施設の指定管理者の指定を取り消された場合。
 - (6) 前各号に定める場合のほか、乙が本契約の義務に違反し、これにより本契約の目的を達することができないことが明らかである場合。
3. 前各項に加え、甲の政策変更又は住民の要請の変化等により本事業の実施の必要性がなくなった場合若しくは本施設の転用が必要となった場合、甲は、6ヶ月前までに乙に対し本契約を解除する旨を書面により通知することにより、同期間の満了後本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に対し、かかる解除により乙が被る損害等を補償するものとする。

第76条 (乙による解除)

1. 甲が本契約上の義務に違反し、乙が甲に対してかかる義務違反を書面により通知した後60日以内に当該違反が是正されない場合、乙は書面により本契約を解除することができる。
2. 前項に加え、甲が運営開始予定日までに設置管理条例を制定せず、又は乙を本施設の指定管理者として指定しなかった場合、乙は事前に通知することなく書面により本契約を解除することができる。

第77条 (法令変更又は不可抗力による解除)

1. 法令の変更又は不可抗力により、本契約に従った設計・建設業務等又は運営・維持管理業務の履行が不可能となった場合、乙は、甲に対してその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、本契約の変更、追加費用の負担等につき協議するものとする。
2. 前項の履行不能事由が発生した日から60日以内に前項の協議が調わない場合、甲は、不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本事業を継続するものとする。
3. 第1項の不履行事由が永続的なものと判断される場合又は本事業の継続に過分の費用を要する場合その他本事業の継続が経済的に合理的でないとは判断される場合には、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第78条 (本施設引渡前の解除の効力)

1. 本施設の甲への引渡前に本契約が解除された場合、甲は、本施設の出来形部分を検査の上、検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、かかる対価の支払については、甲において一括払い又は割賦払いの別を選択することができる。甲が割賦払いを選択した場合には、別紙8に定められた支払日程に従って支払がなされるものとする。なお、出来形部分の買取額は、設計図書に基づく本施設の出来形に相当する金額とする。
2. 前項にもかかわらず、甲が出来形部分の買取が適当でないとは判断した場合、甲は、

乙に対し、建設途中の本施設の取壊し及び本土地の原状回復を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。かかる取壊し又は原状回復に係る費用は、前項の解除の原因に係る帰責性に応じ、乙又は甲がこれを負担するものとする。乙がかかる取壊し又は原状回復に応じない場合には、甲は、乙に代わってこれらを行い、乙に対し、その帰責性の割合に応じ費用の償還を求めることができるものとする。

第79条 （本施設引渡後の解除の効力）

1. 本施設の甲への引渡後に本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、甲は本施設を引き続き所有する。
2. 前項の場合、甲は、速やかに本施設の現状を検査し、本施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、甲は、乙に対してその修補を求めることができ、乙は、必要な修補を実施後、速やかにその旨を通知する。甲は、かかる通知の受領後速やかに修補の完了検査を行うものとする。
3. 甲は、第 81 条に従い本施設の運営・維持管理業務の引継ぎを受けた場合には、本施設の設計・建設業務に係るサービス購入料のうち未払分を、甲の判断により一括払い又は別紙 8 の支払日程に従い支払うものとする。

第80条 （違約金等）

1. 乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、乙は、かかる解除と本施設の引渡しとの先後により、以下に定める額の違約金を甲に対して支払わなければならない。
 - (1) 解除が本施設の引渡前になされたとき
本施設の設計・建設費として乙が入札参加者提案において提示した額の総額の 10% に相当する額
 - (2) 解除が本施設の引渡後になされたとき
本施設の運営・維持管理費として乙が入札参加者提案において提示した額の年平均額の 10% に相当する額
2. 前項に加え、乙は、乙の責めに帰すべき事由による本契約の解除により被った損害が、前項の違約金の額を上回る場合には、その差額を甲の請求に基づき支払うものとする。
3. 甲は、本条に定める違約金その他乙に対する本契約上の債権と、サービス購入料等その他本契約に基づき甲が乙に対して負担する債務を、かかる債務の弁済期の如何にかかわらず、相殺することができる。

第81条 （契約終了時の措置）

1. 乙は、契約期間の満了その他の事由により本契約が終了するとき（但し、本施設の甲への引渡前に本契約が終了した場合は、第 78 条に従うものとする。）は、乙の費用及び責任により、本施設の全て及び全ての機器等が引渡予定日において有していた性能を発揮することができる機能を有し、かつ著しい損傷（経年劣化による損傷を除く。）がない状態に復した上で、本施設を明け渡すものとする。
2. 乙は、本契約の終了にあたり、甲に対し、甲が本施設を運營業務仕様書及び維持管理業務仕様書に従い運営及び維持管理することができるよう、必要な事項を説明し、その他引継ぎに必要な措置を講ずるものとする。

第7章 表明及び保証等

第82条 （乙の表明及び保証等）

1. 乙は、甲に対し、本契約の締結日において、以下の各事項が真実かつ正確であることを表明し保証し、本契約に従い、別紙 6 の様式に従った証明書を作成の上、甲に対して提出するものとする。
 - (1) 乙は、日本国の法令に従い有効に設立され適法に存続する株式会社であり、日本国の法令に従い、本契約を締結し、これを履行する法律上の完全な権利能力及び行為能力を有していること。
 - (2) 本契約の締結及びその履行は、乙の必要な内部手続を経て適法に承認され、授権されたものであり、乙のためにこれを代表又は代理して本契約に調印を行った個人は、乙のためかかる調印を行うべく適法に授権されていること。
 - (3) 本契約は、各当事者により締結されることにより、日本国の法令に基づき、適法、有効かつ拘束力を有し、その条件に従い執行可能な、乙の債務を構成すること。
 - (4) 乙が本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行することは、乙において、定款その他の内部規則、乙又はその財産を拘束し、若しくはこれらに影響を与える命令、判決、決定、契約その他の合意に反するものではなく、乙の財産又は事業の上に担保権その他の法的負担を成立させ、若しくはそのような負担の設定を必要ならしめるものではないこと。
 - (5) 乙は、本基本協定第 3 条 2 項に規定される条件を全て満たしていること。
 - (6) 本設計会社は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定される一級建築士事務所の登録を行っており、甲の測量・建設コンサルタント等業務に関する工事に係る測量等競争入札参加資格者名簿に登録され、その希望する業種が建築一般であること。
 - (7) 本建設会社は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条に規定される建

築工事業に係る特定建設業の許可を受けており、甲の建設工事競争入札参加資格者名簿に登録され、その工種が建築一式工事であること。

2. 乙は、甲に対し、本施設につき、引渡予定日において以下の各事項が真実かつ正確であることを表明し保証し、本契約に従い、別紙 6 の様式に従った証明書を作成の上、甲に対して提出するものとする。
 - (1) 本施設は、有効な建築確認が得られ、その建築確認通知書に従った建築が行われていることを証する検査済証が得られ、その他建築基準法、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他適用法令に違反した状態は存在しないこと。
 - (2) 乙は、本施設全部の適法かつ唯一の所有者であり、本施設につき完全な処分権限を有すること。
 - (3) 本施設は、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案等並びに適用法令に基づき適法かつ適切に建築されており、構造上の問題がなく、本施設の利用者による使用に支障を来たすような瑕疵が存在しないこと。
3. 乙は、第 1 項各号の事項を本契約の期間中、第 2 項各号の事項を引渡予定日以降本契約の終了時に至るまで、維持するものとし、その内容に変更があるときは、甲の承諾を得るものとする。

第8章 乙の誓約

第83条 （財務諸表の提出）

乙は、本契約締結後終了に至るまで、事業年度の最終日より 3 ヶ月以内に、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 281 条 1 項各号記載の計算書類に監査役による監査報告書を添付して甲に提出するものとする。

第84条 （知的財産権）

1. 乙は、公表、展示その他甲が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合、入札参加者提案等は無償で使用することができるものとする。
2. 入札参加者提案等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他適用法令に基づき保護される第三者が有する工事材料、施工方法、運営、維持管理方法等に係る権利を使用したことに起因する一切の責任は、乙がこれを負担する。

第85条 （その他の誓約）

1. 乙は、甲の書面による承諾がない限り、本契約の期間中、以下の行為を行うことができない。
 - (1) 新たに株式、新株予約権、新株予約権付社債、オプション、株式関連証券そ

- その他これらに類する証券を発行すること。
- (2) 本事業以外の事業を行うこと。
 - (3) 合併、営業譲渡、株式分割、株式交換、株式移転及び減資
2. 乙の株式が第三者へ譲渡その他処分され又は新株発行その他により乙の株主構成に変動が生じた場合、乙は、速やかに変動後の乙の株主及び各株主の持株割合を、甲に対して書面により通知するものとする。

第9章 雑則

第86条 (公租公課の負担)

本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て乙がこれを負担する。

第87条 (遅延損害金)

乙及び甲が本契約に基づき相手方に対して負担する支払義務につき履行期を徒過した場合には、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に従い計算した額(1年を365日とする日割計算)を、相手方に対し、遅延損害金として支払うものとする。

第88条 (金融機関との協議等)

1. 甲は、乙の要請があるときは、貸付金融機関との間で協議を行い、合意に至った場合には、貸付金融機関との間で直接協定を締結することを検討するものとする。
2. 乙は、本事業に関連し、貸付金融機関との間で貸付に係る契約及び担保権の設定に係る契約を締結したときは、速やかにかかる契約書の写しを甲に交付するものとする。

第89条 (秘密保持)

甲及び乙は、本契約に関し知りえた情報(以下「秘密情報」という。)につき、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者(但し、甲及び乙のアドバイザー並びに弁護士その他法律上守秘義務を負う専門家、並びに貸付金融機関を除く。)に開示しないこと、及びかかる情報を本契約の履行の目的以外に利用しないことを確認する。但し、秘密情報を本契約の締結前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本契約の締結後自らの責めによらずに公知となった場合、正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく取得した場合、裁判所により開示を命じられた場合又は適用法令(長野市情報公開条例(平成13年長野市条例第30号)を含む。)により開示を義務づけら

れる場合はこの限りではない。

第90条 （通知）

1. 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に基づき行われる通知は、通知を行う者の選択により受取人たる相手方の別紙 12 記載の宛先に、全て書面において、手交、郵送又はファクシミリにより行われるものとする。
2. 通知を行う者は、別紙 12 に記載されている相手方の通知先を正確なものとみなすことができる。

第91条 （契約上の地位及び権利義務の譲渡等）

甲及び乙は、相手方の承諾がない限り、本契約上の地位並びに本契約上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡することができないものとする。

第92条 （準拠法）

本契約は日本国の法令に準拠し、かつ日本国の法令に従い解釈される。

第93条 （管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関し生じた紛争につき、長野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを合意する。

第94条 （誠実協議）

本契約に定めのない事項につき定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈につき疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠実に協議のうえこれを解決するものとする。

（以下余白）